

第3章 平成11年財政再計算結果との比較

本章では、公的年金各制度の財政状況把握をよりの確に行うため、財政収支、財政指標について、実績と前回財政再計算結果との比較を行う。

1 財政計画と比較する際の留意点

平成11年財政再計算時に作成された財政計画上の将来見通しと実績を比較する際の留意点を、以下にまとめておく。

- ① 将来見通しは、年金が全額支給停止となる者を外した受給者について作成されている。本章では、将来見通しの比較対象である実績についても受給者ベースのものを使用する^註。

注 年金扶養比率を比較する際も、分母は受給権者数ではなく受給者数とする。

- ② 厚生年金の平成11年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、国庫負担繰延額などの未収部分については当初から積立金額に加算され、給付費として基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生保険特別会計年金勘定の決算額に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 保険料収入に、厚生年金基金に係る免除保険料分を加える。
- 2) 基礎年金交付金及び職域等費用納付金は、収支両面から除く。
- 3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金を除いた給付費に、厚生年金基金から給付されている代行給付相当額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加え、その他支出の中に計上されていた政府負担金も給付費の方で計上する。
- 4) 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額及び公社未移換積立金残高を加える。
- 5) 収入に計上されていた積立金相当額納付金、解散厚生年金基金等徴収金を控除する。
- 6) 運用収入に4)の修正等により発生したであろう運用収入を加える。

本章では、将来見通しの比較対象として、この「実績推計」を用いる。

③ 国民年金の積立金の将来見通しは、国庫負担の繰延べを加えたベースである。本章では、将来見通しの比較対象となる実績を、繰延べ分を加えたもの（「実績推計」と呼ぶ。）にした。

④ 給付費の将来見通しは、制度によっては基礎年金交付金に係る部分等を含まないベースで作成されている。

本章では、「実質的な支出」について、実績と将来見通しとの比較を行う。

⑤ 基礎年金拠出金、基礎年金交付金（報告されている場合）は、確定値ベースで将来見通しの報告を受けている。本章では、比較対象となる実績についても確定値ベースのものを使用する。

⑥ 厚生年金と国民年金は、被保険者数・受給者数の将来見通しが年度末時点のものではなく年度間値である。

本章では、前年度末の実績と本年度末の実績の平均を、当年度の実績の年度間値として、将来見通しと比較する。

⑦ 将来見通しは、平成12年度以降について報告を受けている。

将来見通し作成の基礎となった数字は、厚生年金は8年度末（積立金は9年度末）、国共済・地共済・農林年金は9年度末、私学共済は10年度末のデータを基とするものである。被保険者数や積立金のようなストックデータの実績と将来見通しとの乖離は、毎年度発生する乖離が累積したものである。そこで、将来見通し作成の基となるデータの年度から、将来見通しが公表される始めの年度までの将来見通しについても、実績との比較を検討する必要がある。

⑧ 平成12年改正で、15年度から「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費費用率等は、15年度前と以後とでは接続しない。なお、地共済については、将来見通しは標準報酬月額ベースで報告を受けているが、総報酬を標準報酬月額の1.3倍として年金数理部会で換算した。

⑨ 平成12年改正で、厚生年金と私学共済は14年度から被保険者資格がそれまでの65歳未満から70歳未満まで引き上げられたため、被保険者数の将来見通しに時系列上の断絶がある（特に私学共済は65歳以上の教職員が比較的多く、影響が大きい）。

⑩ 各共済年金は平成11年財政再計算の際、被保険者数について1)一定、2)対人口比一定（私学共済は対学齢人口比一定）、3)厚生年金の被保険者数見通しと連動など、複数の将来見通しを作成している^註。年金数理部会では、旧社会保障制度審議会年金

数理部会が行った「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」が、厚生年金の被保険者数連動の場合の将来見通しに基づいていたことを踏まえ、厚生年金の被保険者数連動の場合の将来見通しと比較することとする。

注 198頁の補足1を参照のこと。

⑪ 運用収入、収支残及び積立金は、簿価ベースを基本とし、時価ベースの値を〔 〕で掲載している。

⑫ 国共済、地共済については、平成12年4月に地方事務官制度が廃止され、加入する制度が地共済から国共済となったが、このことは、平成11年財政再計算には反映されていないことに留意する必要がある。

⑬ 厚生年金については、平成14年4月に旧農林年金が統合されたが、このことは、平成11年財政再計算には反映されていないことに留意する必要がある。